

宍粟市

固定資産台帳

運用ルール基準書・評価基準書

令和5年3月 改定

目 次

第1章 台帳更新の基本方針	1
1. 台帳更新の考え方	1
2. 台帳の記載対象範囲	2
第2章 台帳更新の流れ	3
1. 台帳への記載について	3
第3章 資産種類別記載基準	5
第1部 事業用資産、インフラ資産	5
I. 一般事項	5
1. 土地	5
2. 建物・附属設備	6
3. 工作物（門、柵、フェンス、舗装、植栽、ポンプ設備、照明設備、看板、防火水槽等、建物以外のあらゆる構造物）	7
4. 既存償却資産に対する改修等	8
II. 道路・橋梁・トンネル	11
1. 土地	11
2. 道路構造物（工作物）	11
3. 橋梁（工作物）	12
4. トンネル（工作物）	13
5. その他の工作物	13
III. 農道・林道	15
1. 土地	15
2. 林道構造物（工作物）	15
IV. 河川・水路（樋門を含む。）	17
1. 土地	17
2. 護岸・樋門等構造物（工作物）	17
3. 護岸改修等工事（工作物）	18
V. 公園	19
1. 土地、建物	19
2. 工作物（園路広場、植栽、遊具、競技場、プール等）	19
3. 改修・取替等工事（工作物）	19
VI. 学校・幼稚園・保育所等（工作物）	20
VII. 立木竹	21
VIII. 建設仮勘定	21
第2部 物品、ソフトウェア、番組制作、リース資産	26
I. 物品	26
II. ソフトウェア	27
III. 番組制作（PR 動画・しそチャンネルの番組制作費）	27

IV. リース資産.....	29
1. リース取引について.....	29
2. 台帳への記載について.....	30
第3部 投資その他の資産.....	33
I. その他（有価証券、出資金、出捐金、基金）.....	33

第1章 台帳更新の基本方針

1. 台帳更新の考え方

固定資産台帳は初期整備の「開始時」と、運用開始後の「開始後」で整備の考え方が異なる。

「開始時」は過去の情報を調べることになるため、詳細な情報までは確認出来ない場合等を考慮して、様々な緩和措置がとられている。

一方、「開始後」は、発生主義会計が適用されるため、実際に発生する固定資産の異動を詳細に台帳へ記載する必要がある。

以下に「開始時」と「開始後」の考え方の差異及び財産異動時のデータ登録の考え方の例を示す。

< 「開始時」と「開始後」の考え方の差異 >

項目	開始時	開始後
資産価値	資産種別によって、取得価額や再調達価額が混在している インフラなど、備忘価額（1円）を採用するケースもある	原則、取得価額となる 中古物件など一部については例外あり
登録単位	資産情報が正確に把握できない場合に限り、附属設備を一体登録している場合がある（庁舎と駐車場、公園内の遊具施設など）	構造や用途の異なる資産は、別々に資産登録する（耐用年数が異なる）
資産の異動	開始時なので想定無し	新規取得、所管替え、用途変更など、異動事由に応じた手続きを記載する必要がある 特に一部撤去など、資産価値が既存の状態から変更される場合の考え方や手順については注意が必要

2. 台帳の記載対象範囲

(1) 対象会計

一般会計及び特別会計とする。

(2) 対象資産種類（開始後）

資産区分		固定資産台帳	
有形固定資産	事業用資産	土地	○
		建物	○ (50万円以上)
		工作物	○ (50万円以上)
		立木竹	×
		建設仮勘定	○ (本勘定 50万円以上)
	インフラ資産	土地	○
		建物	○ (50万円以上)
		工作物	○ (50万円以上)
		建設仮勘定	○ (本勘定 50万円以上)
	物品		○ (50万円以上)
無形固定資産	ソフトウェア資産	○ (50万円以上)	
	リース資産	○ (300万以上)	
投資その他の資産	有価証券、出資金、基金など	×	

(3) 共有資産について

共有資産の場合は、市共有持分について記載する。

第2章 台帳更新の流れ

1. 台帳への記載について

(1) 管理者

固定資産台帳の管理者は総務部財務課（財政担当）とする。

(2) 固定資産台帳システム

公会計システム『PPP』

株式会社システムディ 公会計ソリューション事業部

(3) 固定資産の異動時の流れ

財務課において、異動年度の翌年度に、各所管課照会や会計伝票の調査などにより、一括して更新処理を行う。

各所管課照会には『異動資産調査票』により調査を行う。各所管課は更新年度における資産の異動を報告する。報告方法は『異動資産調査票入力マニュアル』を参照のこと。

(4) 既存資産の存在が判明した場合（固定資産台帳において未記載）

固定資産台帳において、更新年度以前の取得している資産が未記載であることが判明した場合は、当該資産の増加の異動処理をする。

ア 取得価額

開始時台帳に記載されるべきものは「資産評価基準書（開始時）」により当該資産を評価する。

開始時以降で前年度以前の台帳に記載されるべきものは当基準書により当該資産を評価する。

イ 異動日・取得日

異動日は判明した更新年度の初日とする。

（例：令和3年度更新時に判明の場合 ⇒ 20210401）

取得日は判明した資産を取得した日とする。

ウ 異動事由

『過年度（増）』又は『調査判明』

（例：令和2年度に取得した資産だが、令和2年度の異動資産調査報告に挙がっていなかった。令和3年度に過年度（増）として報告。）

(5) 固定資産台帳に誤記載が判明した場合

固定資産台帳において、更新年度以前に売却・除却・滅失している資産が記載されていることが判明した場合は、当該資産の減少の異動処理をする。

ア 異動日

異動日は判明した更新年度の初日とする。

イ 異動事由

『過年度（減）』又は『誤記載減少』

（例：固定資産台帳に計上されている資産の所在、実態が確認できない。『過年度（減）』として報告。）

(6) その他記載情報に訂正事項が判明した場合

固定資産台帳において、記載されている情報に訂正が生じた場合は、当該資産情報の訂正の異動処理をする。

ア 異動日

異動日は判明した高新年度の初日とする。

イ 異動事由

『訂正』

（例：資産を管理する主管課が変更になった。訂正として報告。）

(7) 資産を寄附された、寄附した場合

固定資産台帳において、寄附された、寄附をした場合は、当該資産の増加、減少の移動処理をする。

ア 異動日

異動日は判明した高新年度の初日とする。

イ 異動事由

『寄附（増）』又は『寄附（減）』

（例：市民から救急自動車の寄贈を受けた。寄附（増）として報告。）

第3章 資産種類別記載基準

開始後台帳における資産種類別の記載基準は次のとおりとする。

また、記載情報については『PPP_記載情報一覧』を参照のこと。

第1部 事業用資産、インフラ資産

I. 一般事項

1. 土地

(1) 記載対象

ア 基本事項

全ての土地を記載する。ただし、法定外公共物（里道等）及び借地は除く。

イ 取得価額の範囲

その資産の取得のために支払った金額（土地売買代金や付随費用）を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用は（測量、造成費、補償費等）は取得価額に含める。

(2) 記載単位

ア 基本事項

道路、河川以外は、筆（地番）ごとに記載する。

道路、河川は、当基準書の該当箇所を参照のこと。

イ 数量単位

道路、河川以外は、実測面積（㎡）を単位とする。

※実測面積が不明の場合は、登記地籍とする。

道路、河川は、当基準書の該当箇所を参照のこと。

(3) 評価基準

取得価額とする。

ただし、寄附などで適正な対価を支払わずに取得したものは、原則として平均単価による評価（固定資産税概要調書における地目単位）により計算した金額とする。

(4) 分筆

新たな地番が付された筆を台帳に追加する。取得年月日は元の土地の取得年月日とする。所得価額は地積で按分する。

（例：1000㎡の土地Aについて、600㎡分を売却した。土地Aを分筆し、600㎡の土地A-1、400㎡の土地A-2を報告。うち、土地A-1については売却として報告。）

(5) 合筆

合筆後の筆の地積及び取得価額を増加させる。取得年月日は合筆後の元地番の取得年月日とする。合筆により閉鎖された筆は削除する。

(例：500 m²の土地 B、500 m²の土地 C、6000 m²の土地 D について、事業用用地として整備した。測量の結果、全面積の合計は 6500 m²と判明。土地 B、土地 C、土地 D を合筆し、6500 m²の土地 F を報告。)

2. 建物・附属設備

(1) 記載対象

ア 基本事項

全ての建物を記載する。ただし、借家は除く。(1 単位当たり 50 万円以上のもの。) 建物本体と附属設備 (物品や工作物等) を分けて台帳に記載する。

イ 取得価額の範囲

その資産の取得のために支払った金額 (建物売買代金や付随費用) を取得価額とする。ただし、既存の建物を撤去した場合の撤去費用は含めないこととする。また、附属設備の一部を撤去する場合の撤去費用は含めないこととする。

なお、建物の改修・修繕や附属設備の更新等を実施した場合は、後述の 4. 既存償却資産に対する改修等を参照のこと。

ウ 付随費用

付随費用 (設計委託料等) は取得価額に含める。

(2) 記載単位

ア 基本事項

棟ごとに記載する。

イ 数量単位

建築基準法に基づく延床面積 (m²) を単位とする。ただし、躯体以外の部分 (電気設備等) を耐用年数等により別々に資産登録する場合は、一式とする。また附属設備は一式など取替えや更新を行う単位とする。

(3) 評価基準

取得価額とする。

ただし、寄附などで適正な対価を支払わずに取得したものは、原則として再調達価額を記載する。

(4) 減価償却・耐用年数

減価償却は、定額法 (毎年同額を減価償却する方法) により行う。

また、年度途中に取得した資産については、月数に応じた償却は行わず、翌年度から償却する。

耐用年数及び償却率については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。)に従うこととする。端数が生じた場合においては、1円未満を切り捨てる。

また、中古の償却資産を取得した場合の耐用年数については、見積法又は簡便法により算定した年数とする。

なお、耐用年数を経過した資産の簿価は、備忘価額1円(残存価額なし)を計上する。

①見積法による耐用年数

当該資産を事業の用に供した時以降の使用可能期間として、資産の摩滅、摩耗の程度等から客観的かつ合理的に見積もられた年数

②簡便法による耐用年数

見積法により耐用年数を見積もることが困難なものは、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれに定める年数(その年数が2年未満の場合は2年)

○法定耐用年数の全部を経過した資産

法定耐用年数 × 20%

○法定耐用年数の一部を経過した資産

(法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 × 20%

ただし、当該資産について支出した資本的支出の金額が当該資産の取得価額の50%に相当する金額を超える場合は、②簡便法による耐用年数によることはできず、新規取得資産と同様に法定耐用年数を設定することとする。

3. 工作物(門、柵、フェンス、舗装、植栽、ポンプ設備、照明設備、看板、防火水槽等、建物以外のあらゆる構造物)

(1) 記載対象

ア 基本事項

全ての工作物を記載する。(1単位当たり50万円以上のもの。)

イ 取得価額の範囲

基本的に、工事の契約額を取得価額とする。

取得価額には、既存工作物を撤去した場合の、撤去費用は含めないものとする。

ウ 付随費用

付随費用(設計委託料等)は取得価額に含める。

エ 屋外付帯施設

建物工事費のうち、屋外付帯施設(門、柵、駐車場等)が含まれる場合、工事費を建物相当分と屋外付帯施設相当分に区分してそれぞれ記載する。

(2) 記載単位

ア 基本事項

工作物の種類に応じた単位とする。原則として、次の①及び②に照らして判断する。

- ① 現物との照合が可能な単位であること
- ② 取替えや更新を行う単位であること

すなわち、資産の「1単位」の区分は、①により、その現物が確認でき、対応する価額を特定できることが必要となり、かつ、②により、例えば耐用年数が異なるなど減価償却の単位に区分することが必要となる。

イ 数量単位

工作物の種類に応じた単位とする。

(3) 評価基準

取得価額とする。

(4) 減価償却・耐用年数

耐用年数及び償却率については、原則として耐用年数省令に従うこととする（2. 建物の（4）減価償却・耐用年数の基準を参照のこと。）。

4. 既存償却資産に対する改修等

償却資産（建物、工作物等）に対して改修・修繕及び附属設備等の増設を行った場合において、その支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるときは、その金額を資本的支出とする。認められないときは、修繕費として費用（行政コスト）に計上する。

(1) 記載対象

ア 資本的支出と修繕費の区分

資本的支出と修繕費の区分は、下表の定義や例を参考にしながら個別に判断するものとする（総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」P133 法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分表を引用。）。

資本的支出としたものは、台帳の記載対象とする。なお、記載に際しては既存償却資産に加算せず、別個の資産を新規に取得したのものとして記載する。

修繕費としたものは、記載対象外とする。

災害復旧や原状回復のような既存資産の価値や耐久性を増加させない工事は、金額に関わらず資産計上の記載対象としないものとする。

イ 取得価額の範囲

法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分

区分	内容	
資本的支出	定義	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額
	例	(1) 建物の避難階段の取付など物理的に付加した部分に係る費用の額 (2) 用途変更のための模様替えなど改造または改装に直接要した費用の額 (3) 機械の部分品を特に品質または性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常の取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額 (注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる
修繕費	定義	通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
	例	(1) 建物の移えいまたは解体移築をした場合（移えいまたは解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く）におけるその移えいまたは移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る (2) 機械装置の移設に要した費用（解体費を含む）の額 (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛り等に要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除く イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合 ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合 ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合 (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、床上げまたは移設に要した費用の額。ただし、その床土工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものであるなど明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道または砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額

基本的に、工事の契約額を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用（設計委託料や現場監理委託料等）は取得価額に含める。

(2) 記載単位

ア 基本事項

契約ごとに記載する。

ひとつの契約において箇所、種類や耐用年数の異なる複数の資産を改修する場合、管理上必要なものは、それぞれを按分して個別の単位とする。

ひとつの契約で複数の施設を改修する場合で、事業費の施設別内訳が不明の場合は、単純に事業費を施設数で按分した金額を個別資産の取得価額とする。

イ 数量単位

資産の種類に応じた単位とする。

(3) 評価基準

取得価額とする。

(4) 減価償却・耐用年数

改修等は、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして台帳に記載し、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行う（既存資産の一部除却処理は行わない。）。

II. 道路・橋梁・トンネル

1. 土地

(1) 記載対象

ア 基本事項

道路法に基づく道路の敷地について記載する。ただし、法定外公共物（市道認定されている里道を含む。）は除く。

イ 取得価額の範囲

その資産の取得のために支払った金額（土地売買代金や付随費用）を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用（測量、造成費、補償費等）は、取得価額に含める。

(2) 記載単位

ア 基本事項

契約ごとに記載する。

イ 数量単位

道路面積（㎡）を単位とする。

(3) 評価基準

取得価額とする。

2. 道路構造物（工作物）

(1) 記載対象

ア 基本事項

道路法に基づく道路の道路構造物（工作物）について記載するほか、民間開発による道路の寄付採納分等による道路整備も含める。（1単位当たり50万円以上のもの。）

改修については、道路構造物（街路灯、交通安全施設等を除く。）に対する工事が対象となる（I. 一般事項の4. 既存償却資産に対する改修等の基準を参照のこと。）。

イ 道路構造物の範囲

道路改良、道路舗装、側溝、街路灯、交通安全施設等とする。

ウ 取得価額の範囲

基本的に、工事の契約額を取得価額とする。

エ 付随費用

付随費用（設計委託料等）は取得価額に含める。

（２）記載単位

ア 基本事項

契約ごとに記載する。

イ 数量単位

工作物の種類に応じた単位とする。

（３）評価基準

取得価額とする。

（４）減価償却・耐用年数

耐用年数及び償却率については、原則として耐用年数省令に従うこととする（Ⅰ．一般事項の２．建物の（４）減価償却・耐用年数の基準を参照のこと。）。

３．橋梁（工作物）

（１）記載対象

ア 基本事項

橋長 15 m以上の道路橋を対象とする。（1単位当たり50万円以上のもの。）

改修については、全ての橋梁に対する工事が対象となる（Ⅰ．一般事項の４．既存償却資産に対する改修等の基準を参照のこと。）。

イ 取得価額の範囲

基本的に、工事の契約額を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用（設計委託料等）は取得価額に含める。

（２）記載単位

ア 基本事項

橋梁ごとに記載する。

イ 数量単位

延長（m）を単位とする。

（３）評価基準

取得価額とする。

（４）減価償却・耐用年数

耐用年数及び償却率については、原則として耐用年数省令に従うこととする（Ⅰ．一

般事項の2. 建物の(4)減価償却・耐用年数の基準を参照のこと。)

4. トンネル(工作物)

(1) 記載対象

ア 基本事項

全てのトンネルを対象とする。(1単位当たり50万円以上のもの。)

改修については、全てのトンネルに対する工事が対象となる(I. 一般事項の4. 既存償却資産に対する改修等の基準を参照のこと。)

イ 取得価額の範囲

基本的に、工事の契約額を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用(設計委託料等)は取得価額に含める。

(2) 記載単位

ア 基本事項

トンネルごとに記載する。

イ 数量単位

延長(m)を単位とする。

(3) 評価基準

取得価額とする。

(4) 減価償却・耐用年数

耐用年数及び償却率については、原則として耐用年数省令に従うこととする(I. 一般事項の2. 建物の(4)減価償却・耐用年数の基準を参照のこと。)

5. その他の工作物

(1) 記載対象

ア 基本事項

植栽や排水施設等の道路に関わる工作物は、基本的に道路構造物として一体とみなし、必ずしも別単位で記載する必要はない。(1単位当たり50万円以上のもの。)

なお、交通安全施設等のその他重要な構造物で、個別に管理する必要のあるものは、別単位で記載することとする。

イ 取得価額の範囲

基本的に、工事の契約額を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用（設計委託料等）は取得価額に含める。

（２）記載単位

ア 基本事項

工作物の種類に応じた単位とする。

イ 数量単位

工作物の種類に応じた単位とする。

（３）評価基準

取得価額とする。

（４）減価償却・耐用年数

耐用年数及び償却率については、原則として耐用年数省令に従うこととする（Ⅰ．一般事項の２．建物の（４）減価償却・耐用年数の基準を参照のこと。）。

III. 農道・林道

農道は市の名義となっているが、実質は市で管理していないため、対象外とする。

林道は、土地及び道路舗装が確実に市名義と判明している一定要件林道のみを対象とする。一定要件林道とは、市が管理している幅員4m以上の林道のうち、林道の両端（起点及び終点）が道路法に基づく道路に接続し、かつ林道台帳作成済みの道路のことをいう。

1. 土地

(1) 記載対象

ア 基本事項

一定要件林道の敷地について記載する。

イ 取得価額の範囲

その資産の取得のために支払った金額（土地売買代金や付随費用）を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用（測量、造成費、補償費等）は取得価額に含める。

(2) 記載単位

ア 基本事項

契約ごとに記載する。

イ 数量単位

道路面積（㎡）を単位とする。

(3) 評価基準

取得価額とする。

2. 林道構造物（工作物）

(1) 記載対象

ア 基本事項

一定要件林道の構造物を対象とする。（1単位当たり50万円以上のもの。）

改修については、全ての林道構造物に対する工事が対象となる（I. 一般事項の4. 既存償却資産に対する改修等の基準を参照のこと。）。

イ 取得価額の範囲

基本的に、工事の契約額を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用（設計委託料等）は取得価額に含める。

（２）記載単位

ア 基本事項

契約ごとに記載する。

イ 数量単位

工作物の種類に応じた単位とする。

（３）評価基準

取得価額とする。

（４）減価償却・耐用年数

耐用年数及び償却率については、原則として耐用年数省令に従うこととする（Ⅰ．一般事項の２．建物の（４）減価償却・耐用年数の基準を参照のこと。）。

IV. 河川・水路（樋門を含む。）

河川については、準用河川のみを対象とする。

水路については、市の指定水路のみを対象とし、市指定外水路（法定外公共物としての水路（青線））は対象外とする。

1. 土地

（1）記載対象

ア 基本事項

全ての土地を記載する。ただし、法定外公共物（里道等）は除く。

イ 取得価額の範囲

その資産の取得のために支払った金額（土地売買代金や付随費用）を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用（測量、造成費、補償費等）は取得価額に含める。

（2）記載単位

ア 基本事項

河川又は水路ごとに記載する。

イ 数量単位

河川又は水路ごとに取得面積（㎡）を単位とする。

（3）評価基準

取得価額とする。

（4）資産名称

名称のない河川は、住所等なんらかの方法で河川を特定できる名称を記載する。

2. 護岸・樋門等構造物（工作物）

（1）記載対象

ア 基本事項

コンクリート護岸や樋門等の構造物を対象とする。

（1単位当たり50万円以上のもの。）

イ 取得価額の範囲

基本的に、工事の契約額を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用（設計委託料等）は取得価額に含める。

（２）記載単位

ア 基本事項

護岸等構造物は、河川又は水路ごとに記載する。

樋門等構造物は、市で管理を行っていないため、対象外とする。

イ 数量単位

河川又は水路ごとに延長（m）を単位とする。

（３）評価基準

取得価額とする。

（４）減価償却・耐用年数

耐用年数及び償却率については、原則として耐用年数省令に従うこととする（Ⅰ．一般事項の２．建物の（４）減価償却・耐用年数の基準を参照のこと。）。

３．護岸改修等工事（工作物）

（１）記載対象

Ⅰ．一般事項の４．既存償却資産に対する改修等の基準のとおり。

（２）記載単位

ア 基本事項

契約ごとに記載する。

ひとつの契約において複数の河川又は水路を工事する場合、工事費を按分して河川又は水路ごとに記載する。

イ 数量単位

工作物の種類に応じた単位とする。

（３）評価基準

取得価額とする。

（４）減価償却・耐用年数

耐用年数及び償却率については、原則として耐用年数省令に従うこととする（Ⅰ．一般事項の２．建物の（４）減価償却・耐用年数の基準を参照のこと。）。

V. 公園

1. 土地、建物

I. 一般事項の1. 土地、2. 建物の基準のとおり。

2. 工作物（園路広場、植栽、遊具、競技場、プール等）

（1）記載対象

ア 基本事項

公園内の全ての工作物を対象とする。（1単位当たり50万円以上のもの。）

イ 取得価額の範囲

基本的に、工事の契約額を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用（設計委託料等）は取得価額に含める。

（2）記載単位

ア 基本事項

公園施設（すべり台、ブランコ、照明灯、植栽など）ごとに記載する。

イ 数量単位

工作物の種類に応じた単位とする。

（3）評価基準

取得価額とする。

（4）減価償却・耐用年数

耐用年数及び償却率については、原則として耐用年数省令に従うこととする（I. 一般事項の2. 建物の（4）減価償却・耐用年数の基準を参照のこと。）。

3. 改修・取替等工事（工作物）

（1）記載対象

I. 一般事項の4. 既存償却資産に対する改修等の基準のとおり。

（2）記載単位

ア 基本事項

契約ごとに記載する。（1単位当たり50万円以上のもの。）

ひとつの契約において複数の公園を工事する場合、工事費を按分して公園ごとに記載する。

イ 数量単位

工作物の種類に応じた単位とする。

(3) 評価基準

取得価額とする。

(4) 減価償却・耐用年数

耐用年数及び償却率については、原則として耐用年数省令に従うこととする（I. 一般事項の2. 建物の（4）減価償却・耐用年数の基準を参照のこと。）。

VI. 学校・幼稚園・保育所等（工作物）

(1) 記載対象

ア 基本事項

学校・幼稚園・保育所等内の全ての工作物を対象とする。

（1単位当たり50万円以上のもの。）

イ 取得価額の範囲

基本的に、工事の契約額を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用（設計委託料等）は取得価額に含める。

(2) 記載単位

ア 基本事項

運動場、門、柵、遊具、プール等の工作物ごとに記載する。

イ 数量単位

工作物の種類に応じた単位とする。

(3) 評価基準

取得価額とする。

(4) 減価償却・耐用年数

耐用年数及び償却率については、原則として耐用年数省令に従うこととする（I. 一般事項の2. 建物の（4）減価償却・耐用年数の基準を参照のこと。）。

VII. 立木竹

保険対象が毎年変動するため、具体個別の資産として捉えることができないことから、公有財産台帳・固定資産台帳の記載対象外とする。

VIII. 建設仮勘定

建設仮勘定は、有形固定資産に区分される勘定科目で、その工期が一会計年度を超える建設中の建物や道路など、完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくための勘定科目であり、当該有形固定資産が完成し、引渡しが行われた時点で本勘定に振り替える。

(1) 土地 なし

(2) 建物（付属設備を含む。）、工作物

完成（供用開始）前の建物や工作物への支出額を記載する。

建築工事等の前年度に実施する設計等の付随費用は、一旦、建設仮勘定に計上することになる。

建設仮勘定は減価償却を行わない。

次ページに具体的な工事の事例を記載する。

事例	番号	引き渡し、支払い条件等
総工事費 1 億円、工事期間 3 年間で施設の建設工事を行なう場合（支払額 3 千万円、5 千万円、2 千万円と想定）。	事例 1	引渡し日が全体工事完了後（3/31）、かつ分割による支払いがある場合
	事例 2	引渡し日が全体工事完了後（3/31）、かつ分割による支払いがない場合
	事例 3	引渡し日が毎年度末（3/31）の場合
総工事費 1 億円、工事期間 1 年間の建設工事を行う場合。	事例 4	翌年度に一部繰越が発生した場合（支払額 8 千万円、2 千万円と想定）。
総工事費 1 億円、工事期間 2 年間で施設の建設工事を行なう場合（支払額 7 千万円、3 千万円と想定）。	事例 5	2 年度目に事業変更により減少が発生した場合。
	事例 6	2 年度目に事業中止となった場合。

なお、以下、「本勘定への振替」とは「資産として登録」することと同義とする。

事例 1 の処理方法

総工事費 1 億円、工事期間 3 年間で施設の建設工事を行なう場合（支払額 3 千万円、5 千万円、2 千万円と想定）かつ、引渡し日が全体工事完了後（3/31）、かつ分割による支払いがある場合。

		H29年度	H30年度	H31年度
工事期間		●—————▶		
引渡し日				3/31 ▼
支払い額		30,000,000	50,000,000	20,000,000
建設仮勘定	異動前簿価(期首簿価)	0	30,000,000	80,000,000
	異動事由 1	新規	債務負担・繰越による増加	債務負担・繰越による増加
	異動年月日 1	H30.3.31	H31.3.31	H32.3.31
	異動増減額 1	30,000,000	50,000,000	20,000,000
	異動事由 2			本勘定への振替による削除
	異動年月日 2			H32.3.31
	異動増減額 2			-100,000,000
	異動後簿価(期末簿価)	30,000,000	80,000,000	0
本勘定	異動前簿価(期首簿価)			0
	異動事由			新築
	異動年月日			H32.3.31
	異動増減額			100,000,000
	異動後簿価(期末簿価)			100,000,000

事例 2 の処理方法

総工事費 1 億円、工事期間 3 年間で施設の建設工事を行なう場合かつ、引渡し日が全体工事完了後 (3/31)、かつ分割による支払いがない場合。

		H29年度	H30年度	H31年度
工事期間		●—————▶		
引渡し日				3/31 ▼
支払い額				100,000,000
建設仮勘定	異動前簿価(期首簿価)			
	異動事由	建設仮勘定の登録は不要		
	異動年月日			
	異動増減額			
	異動後簿価(期末簿価)			
異動前簿価(期首簿価)				
本勘定	異動事由			新築
	異動年月日			H32.3.31
	異動増減額			100,000,000
	異動後簿価(期末簿価)			100,000,000

事例 3 の処理方法

総工事費 1 億円、工事期間 3 年間で施設の建設工事を行なう場合 (支払額 3 千万円、5 千万円、2 千万円と想定) かつ、引渡し日が毎年度末 (3/31) の場合。

		H29年度	H30年度	H31年度
工事期間		●—————▶		
引渡し日		3/31 ▼	3/31 ▼	3/31 ▼
支払い額		30,000,000	50,000,000	20,000,000
建設仮勘定	異動前簿価(期首簿価)			
	異動事由	建設仮勘定の登録は不要		
	異動年月日			
	異動増減額			
	異動後簿価(期末簿価)			
異動前簿価(期首簿価)	0			
本勘定	異動事由	新築		
	異動年月日	H30.3.31		
	異動増減額	30,000,000		
	異動後簿価(期末簿価)	30,000,000		
	異動前簿価(期首簿価)		0	
	異動事由		新築	
	異動年月日		H31.3.31	
	異動増減額		50,000,000	
	異動後簿価(期末簿価)		50,000,000	
	異動前簿価(期首簿価)			0
異動事由			新築	
異動年月日			H32.3.31	
異動増減額			20,000,000	
異動後簿価(期末簿価)			20,000,000	

事例4の処理方法

総工事費1億円、工事期間1年間の建設工事を行う場合かつ、翌年度に一部繰越が発生した場合（支払額8千万円、2千万円と想定）。

		H29年度	H30年度
工事期間		●—————▶	
引渡し日			3/31 ▼
支払い額		80,000,000	20,000,000
建設仮勘定	異動前簿価(期首簿価)	0	80,000,000
	異動事由1	新規	債務負担・繰越による増加
	異動年月日1	H30.3.31	H31.3.31
	異動増減額1	80,000,000	20,000,000
	異動事由2		本勘定への振替による削除
	異動年月日2		H31.3.31
	異動増減額2		-100,000,000
	異動後簿価(期末簿価)	80,000,000	0
本勘定	異動前簿価(期首簿価)		0
	異動事由		新築
	異動年月日		H31.3.31
	異動増減額		100,000,000
	異動後簿価(期末簿価)		100,000,000

事例5の処理方法

総工事費1億円、工事期間2年間で施設の建設工事を行なう場合（支払額7千万円、3千万円と想定）かつ、2年度目に事業変更により2千万円の減少が発生した場合。

		H29年度	H30年度
工事期間		●—————▶	
引渡し日			3/31 ▼
支払い額		70,000,000	10,000,000
建設仮勘定	異動前簿価(期首簿価)	0	70,000,000
	異動事由1	新規	債務負担・繰越による増加
	異動年月日1	H30.3.31	H31.3.31
	異動増減額1	70,000,000	30,000,000
	異動事由2		減少
	異動年月日2		H31.3.31
	異動増減額2		-20,000,000
	異動事由3		本勘定への振替による削除
	異動年月日3		H31.3.31
	異動増減額3		-80,000,000
	異動後簿価(期末簿価)	70,000,000	0
本勘定	異動前簿価(期首簿価)		0
	異動事由		新築
	異動年月日		H31.3.31
	異動増減額		80,000,000
	異動後簿価(期末簿価)		80,000,000

事例6の処理方法

総工事費1億円、工事期間2年間で施設の建設工事を行なう場合（支払額7千万円、3千万円と想定）かつ、2年度目に事業中止となった場合。

		H29年度	H30年度
工事期間		●—————▶	
引渡し日			
支払い額		70,000,000	
建設仮勘定	異動前簿価(期首簿価)	0	70,000,000
	異動事由	新規	その他削除
	異動年月日	H30.3.31	H30.4.1～H31.3.31の間
	異動増減額	70,000,000	-70,000,000
	異動後簿価(期末簿価)	70,000,000	0
本勘定	異動前簿価(期首簿価)		
	異動事由		
	異動年月日		本勘定への 登録なし
	異動増減額		
	異動後簿価(期末簿価)		

第2部 物品、ソフトウェア、番組制作、リース資産

I. 物品

(1) 記載対象

ア 基本事項

取得価額が50万円以上の物品（備品等）を対象とする。

イ 取得価額の範囲

基本的に、契約額を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用（設置費用や撤去費用等）は取得価額に含める。

(2) 記載単位

ア 基本事項

物品として使用する単位ごとに記載する。

複数の物品を一体として使用する場合は、一体を1単位とする。

イ 数量単位

物品の種類に応じた単位とする。（基、個、台、艇、式など。）

(3) 評価基準

取得価額とする。

(4) 減価償却・耐用年数

耐用年数及び償却率については、原則として耐用年数省令に従うこととする（第1部のI. 一般事項の2. 建物の（4）減価償却・耐用年数の基準を参照のこと。）。

II. ソフトウェア

(1) 記載対象

ア 基本事項

取得価額が50万円以上のソフトウェアを対象とする。(ハードウェアは除く。)

また、既存システムに対する改修において、改修費が50万円以上であること及び著しい機能向上を図るものについては、個別の資産として記載する。

(ただし、法改正等に伴う既存システムの機能向上を図る改修は除く。)

イ 取得価額の範囲

基本的に、契約額を取得価額とする。

ウ 付随費用

付随費用(設定作業費や労務費等)は取得価額に含める。

(2) 記載単位

ア 基本事項

契約ごとに記載する。

イ 数量単位

一式を単位とする。

(3) 評価基準

取得価額とする。

(4) 減価償却・耐用年数

耐用年数及び償却率については、原則として耐用年数省令に従うこととする(第1部のI. 一般事項の2. 建物の(4)減価償却・耐用年数の基準を参照のこと)。

III. 番組制作（PR 動画・しそチャンネルの番組制作費）

PR 動画は、DVD、ブルーレイディスク等の媒体による成果品を取得するものであり、その PR 効果が期待できる期間中は継続的に使用されるものであることから、記載対象とする。

（1）記載対象

ア 基本事項

PR 動画を記載する。

イ 取得価額の範囲

当該資産の取得のために支出した金額を取得価額とする。

（2）記載単位

ア 基本事項

契約ごとに記載する。

イ 数量単位

一式を単位とする。

（3）評価基準

取得価額とする。

（4）減価償却・耐用年数

耐用年数は 2 年とする。

（5）その他（しそチャンネルの番組制作費）

当該番組制作業務委託は毎年行っているもので、短期間のうちに支出の効果が失われるものであり、また、支出の効果の及ぶ期間の測定が極めて困難であることから、支出した年度の費用とし、対象外とする。

IV. リース資産

1. リース取引について

リース取引は、「ファイナンス・リース取引」と「オペレーティング・リース取引」に分類される。ファイナンス・リース取引は更に、「所有権移転ファイナンス・リース取引」と「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に分類される。

(1) ファイナンス・リース取引

ア ファイナンス・リース取引とは

中途解約不能、かつ、リース料にリース物件取得価格および諸費用がほぼ全額含まれている取引のことを指す。実質的に貸し手が借り手にリース物件を売却し、代金を割賦払いしている売買取引ともいえ、以下のいずれかに該当する。

- ① リース料総額 \geq 見積現金購入価額 \times 90%
- ② 解約不能のリース期間 \geq 経済的耐用年数 \times 75%

※この中で、「解約不能」とあるが、必ずしも契約条件として定められているものだけではなく、例えば途中解約して残りのリース料のほとんどすべてを支払わなければならないような場合も、実質的に解約不能と考えられる。

イ 所有権移転、所有権移転外ファイナンス・リース取引とは

次のいずれかに掲げるものが「所有権移転ファイナンス・リース取引」となり、それ以外の取引が「所有権移転外ファイナンス・リース取引」となる。

- ① リース契約上、リース期間終了後またはリース期間の途中で、リース物件の所有権が借り手に移転するリース取引
- ② リース契約上、借り手に対して、リース期間終了後またはリース期間の途中で、名目的価額またはその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引
- ③ リース物件が、借り手の用途等にあわせて特別の仕様により製作または建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸し手が第三者に再びリースまたは売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借り手によってのみ使用されることが明らかなリース取引

(2) オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外のリース取引であり、「賃貸借取引」である。

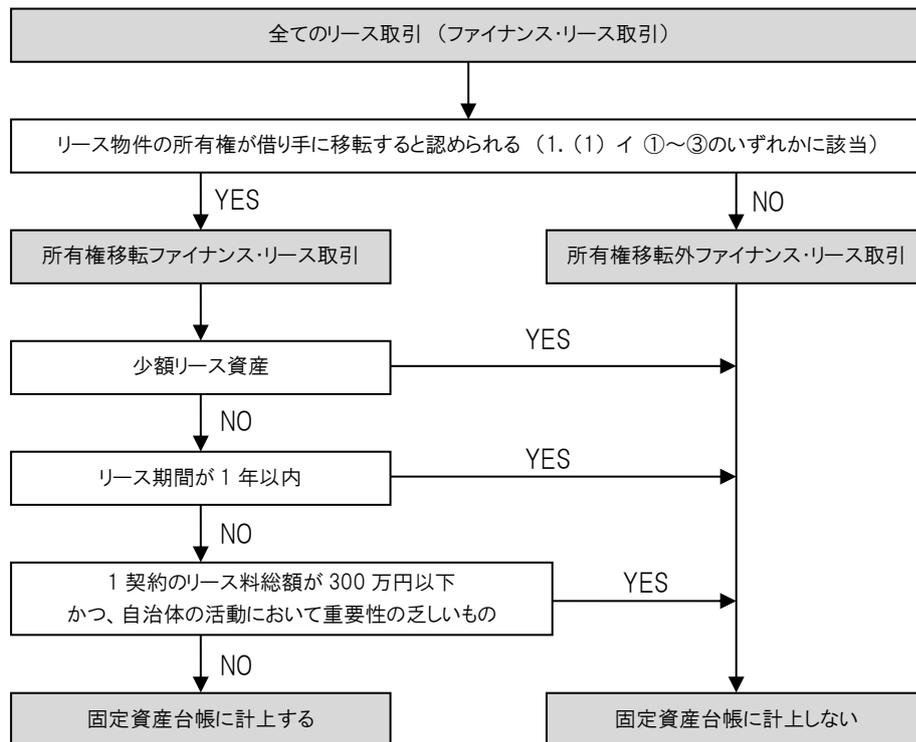
2. 台帳への記載について

(1) 記載対象

ア 基本事項

所有権移転ファイナンス・リース取引であり、さらに取得価額が300万円以上のものを対象とする。なお、所有権移転のオペレーティング・リース取引というものは一般的に存在しないため、最終的な判定方法は以下のとおりとなる。

また、契約書等の内容では判定が困難な場合は、貸し手（リース会社）へ問い合わせること。



イ 取得価額の範囲

取得価額は、貸し手の購入価額（貸し手の見積額を含める。）とする。

貸し手の購入価額は、基本的に、リース料総額から利息相当額を控除したものである。

リース料総額の内訳が不明の場合は、貸し手（リース会社）へ問い合わせること。

貸し手の購入価額が判明しない場合は、リース料総額の割引現在価値を取得価額とする。

リース料総額の割引現在価値は、「リース料割引現在価値算定シート（P26）」により算定する。

ウ 維持管理費または保守費等

リース料総額の中には、通常、リース物件の維持管理費用（保険料、税等）や、保

守等の役務提供額を含んでいる場合もあるが、その金額がリース料総額の2分の1以下であれば、その金額はリース物件の取得価額に含めることとする。

エ 資産分類

台帳の資産の分類に「リース資産」というものはないため、リース物件に応じた資産の種類を記載する（物品、ソフトウェア、建物等）。

オ 複数の資産種類で構成されている場合

リース物件が、物品（機器等）とソフトウェア一体である等、複数の資産の種類で構成されている場合、リース料に占める割合が高い方の資産とする。

（2）記載単位

ア 基本事項

契約ごとに記載する。

ひとつのリース契約に複数の物件が存在している場合であっても、基本的にリース取引全体をひとつの資産とする。

イ 数量単位

リース資産の種類に応じた単位とする。

（3）評価基準

取得価額（貸し手の購入価額（貸し手の見積額を含む。))が判明している場合は貸し手の購入価額、不明の場合はリース料総額の割引現在価値とする。

リース料総額の割引現在価値は、「リース料割引現在価値算定シート（P26）」により算定する。

（4）減価償却・耐用年数

自己所有の固定資産と同様に、原則として耐用年数省令に従うこととする（第1部のI. 一般事項の2. 建物の（4）減価償却・耐用年数の基準を参照のこと。）。

リース期間と耐用年数は必ずしも一致しないので注意すること。

リース料割引現在価値算定シート

内容		自動車A		リース料割引現在価値	
リース料総額		3,846,000			
月額リース料		64,100		3,797,542	
支払回数		60			
計算利率		0.500%		←借手の追加借入利率として、基準日時点の起債利率を採用	

年度	月	回数	支払リース料	リース料未払残高	(内訳)		リース債務(元本)残高
					利息	元本	
				3,846,000			3,797,542
H22	12	1	64,100	3,781,900	1,582	62,518	3,735,024
H22	1	2	64,100	3,717,800	1,556	62,544	3,672,480
H22	2	3	64,100	3,653,700	1,530	62,570	3,609,910
H22	3	4	64,100	3,589,600	1,504	62,596	3,547,314
H23	4	5	64,100	3,525,500	1,478	62,622	3,484,692
H23	5	6	64,100	3,461,400	1,451	62,649	3,422,043
H23	6	7	64,100	3,397,300	1,425	62,675	3,359,368
H23	7	8	64,100	3,333,200	1,399	62,701	3,296,667
H23	8	9	64,100	3,269,100	1,373	62,727	3,233,940
H23	9	10	64,100	3,205,000	1,347	62,753	3,171,187
H23	10	11	64,100	3,140,900	1,321	62,779	3,108,408
H23	11	12	64,100	3,076,800	1,295	62,805	3,045,603
H23	12	13	64,100	3,012,700	1,269	62,831	2,982,772
H23	1	14	64,100	2,948,600	1,242	62,858	2,919,914
H23	2	15	64,100	2,884,500	1,216	62,884	2,857,030
H23	3	16	64,100	2,820,400	1,190	62,910	2,794,120
H24	4	17	64,100	2,756,300	1,164	62,936	2,731,184
H24	5	18	64,100	2,692,200	1,137	62,963	2,668,221
H24	6	19	64,100	2,628,100	1,111	62,989	2,605,232
H24	7	20	64,100	2,564,000	1,085	63,015	2,542,217
H24	8	21	64,100	2,499,900	1,059	63,041	2,479,176
H24	9	22	64,100	2,435,800	1,032	63,068	2,416,108
H24	10	23	64,100	2,371,700	1,006	63,094	2,353,014
H24	11	24	64,100	2,307,600	980	63,120	2,289,894
H24	12	25	64,100	2,243,500	954	63,146	2,226,748
H24	1	26	64,100	2,179,400	927	63,173	2,163,575
H24	2	27	64,100	2,115,300	901	63,199	2,100,376
H24	3	28	64,100	2,051,200	875	63,225	2,037,151
H25	4	29	64,100	1,987,100	848	63,252	1,973,899
H25	5	30	64,100	1,923,000	822	63,278	1,910,621
H25	6	31	64,100	1,858,900	796	63,304	1,847,317
H25	7	32	64,100	1,794,800	769	63,331	1,783,986
H25	8	33	64,100	1,730,700	743	63,357	1,720,629
H25	9	34	64,100	1,666,600	716	63,384	1,657,245
H25	10	35	64,100	1,602,500	690	63,410	1,593,835
H25	11	36	64,100	1,538,400	664	63,436	1,530,399
H25	12	37	64,100	1,474,300	637	63,463	1,466,936
H25	1	38	64,100	1,410,200	611	63,489	1,403,447
H25	2	39	64,100	1,346,100	584	63,516	1,339,931
H25	3	40	64,100	1,282,000	558	63,542	1,276,389
H26	4	41	64,100	1,217,900	531	63,569	1,212,820
H26	5	42	64,100	1,153,800	505	63,595	1,149,225
H26	6	43	64,100	1,089,700	478	63,622	1,085,603
H26	7	44	64,100	1,025,600	452	63,648	1,021,955
H26	8	45	64,100	961,500	425	63,675	958,280
H26	9	46	64,100	897,400	399	63,701	894,579
H26	10	47	64,100	833,300	372	63,728	830,851
H26	11	48	64,100	769,200	346	63,754	767,097
H26	12	49	64,100	705,100	319	63,781	703,316
H26	1	50	64,100	641,000	293	63,807	639,509
H26	2	51	64,100	576,900	266	63,834	575,675
H26	3	52	64,100	512,800	239	63,861	511,814
H27	4	53	64,100	448,700	213	63,887	447,927
H27	5	54	64,100	384,600	186	63,914	384,013
H27	6	55	64,100	320,500	160	63,940	320,073
H27	7	56	64,100	256,400	133	63,967	256,106
H27	8	57	64,100	192,300	106	63,994	192,112
H27	9	58	64,100	128,200	80	64,020	128,092
H27	10	59	64,100	64,100	53	64,047	64,045
H27	11	60	64,100	0	26	64,045	0
端数	※				29		
		合計	3,846,000		48,458	3,797,542	—

※端数は最終支払時の利息に加減算して調整する

第3部 投資その他の資産

I. その他（有価証券、出資金、出捐金、基金）

有価証券、出資金、出捐金、基金については記載対象外とする。

以 上

改訂履歴

第1版：平成28年10月6日

第2版：平成28年11月10日

第3版：令和3年5月24日（令和2年4月1日以降異動分から適用）

第4版：令和5年3月7日（令和3年4月1日以降異動分から適用）